

当別町強靱化計画

令和3年6月 策定
(令和6年3月 最終改訂)

当別町

【目 次】

第1章	はじめに	
1	計画の策定趣旨	2
2	計画の位置付け	3
第2章	当別町強靱化の基本的考え方	
1	当別町強靱化の目標	4
2	本計画の対象とするリスク	5
第3章	脆弱性評価	
1	脆弱性評価の考え方	6
2	リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	7
3	評価の実施手順	8
4	評価結果	8
第4章	当別町強靱化のための施策プログラムの策定及び推進事業の設定	
1	施策プログラム策定の考え方	9
2	施策推進の指標となる目標値の設定	9
	【当別町強靱化のための施策プログラム一覧】	10
第5章	計画の推進管理	
1	計画の推進期間等	20
2	計画の推進方法	20
	【別表】 当別町強靱化に関する脆弱性評価	21
	策定・改訂履歴	34

第1章 はじめに

1 計画の策定趣旨

平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を通じ、不測の事態に対する我が国の社会経済システムの脆弱さが明らかとなり、今後想定される首都直下地震や南海トラフ地震等の大規模自然災害への備えが国家的な重要課題として認知されることになりました。

こうした中、国においては、平成 25 年 12 月に、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下「基本法」という。）が施行され、平成 26 年 6 月には、基本法に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）が閣議決定され、策定から 5 年が経過した令和元年 12 月には国土強靱化を取り巻く社会情勢の変化や策定後の災害から得られた知見などを反映した基本計画の見直しとともに、「防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策」が閣議決定されたほか、令和 3 年度からは、国土強靱化の加速化・深化を図るため、「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」が進められています。

また、北海道においても、高い確率で発生が想定されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震をはじめ、火山噴火や豪雨・豪雪などの自然災害リスクに対する取組を進め、北海道の強靱化を図るための地域計画として、「北海道強靱化計画」を平成 27 年 3 月に策定し、令和 2 年 3 月に計画の見直しが行われました。

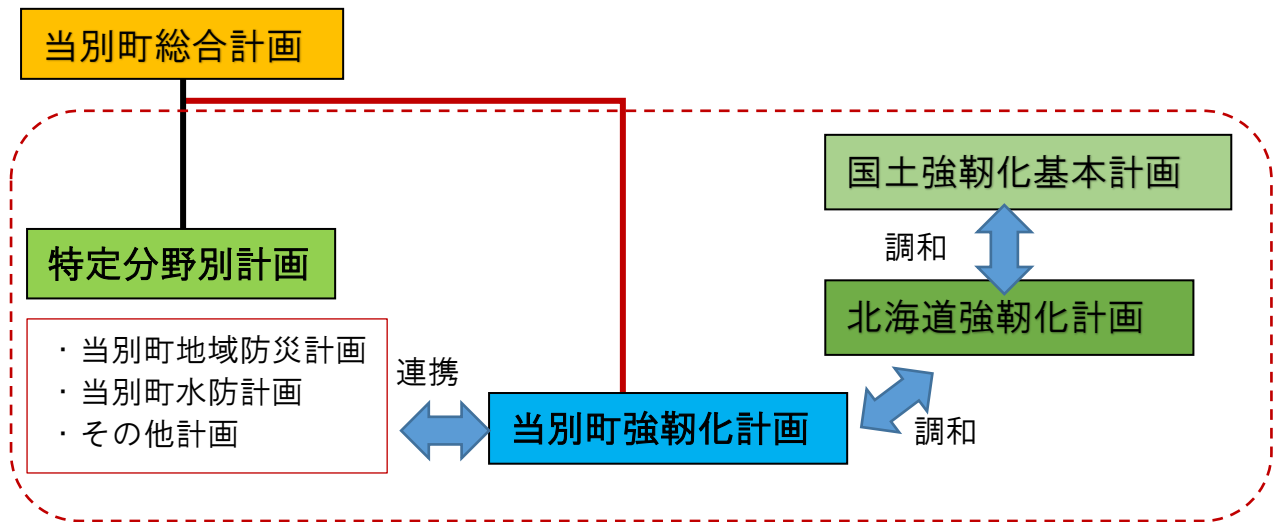
この間、本町においても、東日本大震災や平成 28 年豪雨災害、平成 30 年胆振東部地震等の教訓を踏まえ、「当別町地域防災計画」の見直しをはじめ、防災・減災のための取組を強化してきたところです。

本町における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、強靱化を図ることは、今後想定される大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の持続的な成長を実現するために必要であり、国、北海道、民間事業者、町民等の総力を結集し、これまでの取組を更に加速していかなければなりません。

こうした基本認識のもと、本町における国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「当別町強靱化計画」を策定します。

2 計画の位置付け

本町においては、町が取り組んでいる施策や方向性を示すまちづくりの最上位計画として、「当別町総合計画」を作成していますが、本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定するものであり、国土強靱化に関する部分について地方公共団体における様々な分野の計画等の指針となるものと位置付けられています。このため、本町の総合計画や他の分野別計画と連携しながら、重点的・分野横断的に推進する計画として、防災計画や産業、医療、エネルギー、まちづくり、交通等の国土強靱化に関連する部分の施策と連携しながら、長期的な視点に立って一体的に推進します。



第2章 当別町強靱化の基本的考え方

1 当別町強靱化の目標

当別町強靱化の意義は、大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、本町の重要な社会経済機能を維持することにあります。

また、本町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能の強化を平時の段階から図ろうとする取組です。こうしたことから、人口減少対策や地域活性化など本町が直面する平時の政策課題にも有効に作用し、本町の持続的成長につながるものでなければなりません。

本町の強靱化は、こうした見地から、本町のみならず国家的な課題として、国、道、市町村、民間がもつ政策資源を結集し、総力を挙げて取り組む必要があります。以上の考え方を踏まえ、本町の強靱化を進めるに当たっては、国の基本計画に掲げる「人命の保護」、「国家及び社会の重要な機能の維持」、「国民の財産及び公共施設の被害の最小化」、「迅速な復旧復興」という4つの基本目標や、北海道強靱化計画に掲げる「生命・財産と社会経済システムを守る」「北海道の強みを活かし、国全体の強靱化に貢献する」「持続的成長を促進する」という3つの目標に配慮しつつ、次の3つを本町独自の目標として掲げ、関連施策の推進に努めるものとします。

当別町強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から町民の生命、財産及び社会経済機能を守る
- (2) 当別町の強みを生かし、国・北海道全体の強靱化に貢献する
- (3) 当別町の持続的成長を促進する

2 本計画の対象とするリスク

強靱化の対象となるリスクは、自然災害のみならず、大規模事故など幅広い事象が想定されますが、「北海道強靱化計画」が首都直下型地震や南海トラフ地震など、広域な範囲に甚大な被害をもたらす大規模自然災害を対象としていることなども踏まえ、本計画においても大規模自然災害を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、目標（１）に掲げる「町民の生命、財産及び社会経済機能を守る」という観点から、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに目標（２）に掲げる「国・北海道全体の強靱化に貢献する」という観点から、町外における大規模自然災害においても、当別町として対応するリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を以下に提示します。

2-1 本町における主な自然災害リスク

（１）地震

○当別断層帯の発生確率 …… M7.9 程度、30 年以内に 0%～2%以下

○石狩低地東縁断層帯南部の発生確率…M7.7 程度以上、30 年以内に 0.2%以下

（２）豪雨／暴風雨／竜巻

○過去 30 年の北海道への台風接近数は、年平均 2 個（全国平均約 6 個）と比較的少ないが、これまでも昭和 56 年の低気圧前線と台風による大水害をはじめ、前線性降雨や台風による河川の氾濫による災害が発生している

（３）豪雪／暴風雪

○特別豪雪地帯である本町では、大雪や暴風雪による交通障害が頻繁に発生している

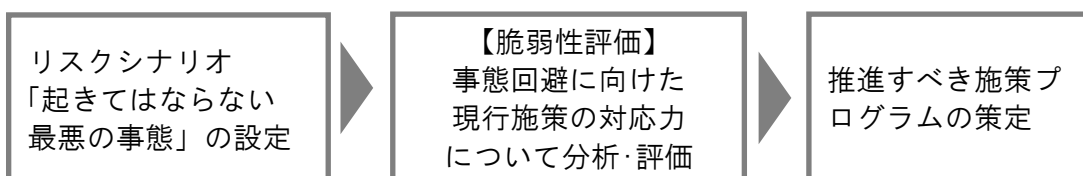
第3章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性を分析・評価すること（以下、「脆弱性評価」という。）は、国土強靱化に関する施策を策定し、効果的、効率的に推進していく上で必要不可欠なプロセスであり（基本法第9条第5項）、国の基本計画や北海道強靱化計画においても、脆弱性評価の結果を踏まえた施策の推進方策が示されています。

本町としても、本計画に掲げる当別町強靱化に関する施策の推進に必要な事項を明らかにするため、国が実施した評価手法や「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより脆弱性評価を実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



【脆弱性評価において想定するリスク】

- ・ 過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、本町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般をリスクの対象として、評価を実施

2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

国の基本計画や北海道強靱化計画で設定されている「事前に備えるべき目標」及び「起きてはならない最悪の事態」をもとに、積雪寒冷など本町の地域特性等を踏まえるとともに、施策の重複などを勘案し、「最悪の事態」区分の整理・統合・絞り込み等を行い、本町の脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリーと19の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

【リスクシナリオ 19の「起きてはならない最悪の事態」】

カテゴリー		起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	人命の保護	1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生
		1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生
		1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大
		1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大
2	救助・救急活動等の迅速な実施	2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止
		2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺
3	行政機能の確保	3-1 町内外における行政機能の大幅な低下
4	ライフラインの確保	4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止
		4-2 食料の安定供給の停滞
		4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止
		4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止
5	経済活動の機能維持	5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞
6	二次災害の抑制	6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生
		6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃
7	迅速な復旧・復興等	7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ
		7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

3 評価の実施手順

前項で定めた 19 の「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行の施策の推進状況や課題等を整理し、事態の回避に向けた現行施策の対応力について、分析・評価を行いました。

4 評価結果

脆弱性評価の結果は、別表「当別町強靱化に関する脆弱性評価」のとおり。

第4章 当別町強靱化のための施策プログラムの策定等

1 施策プログラム策定の考え方

第3章に示した脆弱性評価の結果を踏まえ、本町における強靱化施策の取組方針を示す「当別町強靱化のための施策プログラム」を策定します。

施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するための、19の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに取りまとめます。

2 施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進に当たり、個別施策の進捗や実績を定量的に把握するため、可能な限り数値目標を設定します。

なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、北海道や国が推進主体となる施策も数多くあることから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進に関わる国、道、市町村、民間等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に機動的に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

【当別町強靱化のための施策プログラム一覧】

1. 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

(住宅・建築物等の耐震化)

- 役場庁舎建て替えの検討【事業推進課】
- 大規模盛土造成地の滑動崩落や液状化等の調査・対策検討【事業推進課】
- 大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成・公表【事業推進課】
- 地域集会施設の改修、修繕の支援【財政課】
- 町営住宅等の管理運営・新築・整備【建設課】
- 耐震診断補助金【建設課】

(建築物等の老朽化対策)

- 空き宅地環境保全の啓発【環境生活課】
- 定期的な火葬場（みどりヶ丘葬苑）の補修【環境生活課】
- 当別小学校と当別中学校を統合した義務教育学校の建設【学校教育課】

(避難場所等の指定・整備)

- 役場庁舎建て替えの検討【事業推進課】（再掲）
- 地域集会施設の改修、修繕の支援【財政課】（再掲）
- 洪水・土砂災害・地震など防災ハザードマップの改定・見直し【危機対策課】
- 公園・緑地の整備と維持管理【建設課】
- 「当別町公園長寿命化計画」の見直し及び長寿命化事業の実施【建設課】
- 新たな義務教育学校を指定避難所に指定【学校教育課】

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

(警戒避難体制の整備)

- 洪水・土砂災害・地震など防災ハザードマップの改定・見直し【危機対策課】（再掲）
- 各種防災訓練の実施及び地区防災計画策定の支援【危機対策課】
- 最適なICTなど、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】
- 第5世代移動通信システム（5G）やIoT等の積極的な利活用【デジタル都市推進課】

(砂防設備等の整備)

- 農業農村整備事業【農務課】
- 基幹水利施設管理事業【農務課】
- 農村地域防災減災事業【農務課】
- 農業水路等長寿命化防災・減災事業【農務課】
- 治山事業による山地防災力強化及び間伐や再生林等の森林整備事業の推進【ゼロカーボン推進室】
- 土砂災害警戒区域・山地災害危険地区等における対策の検討及び周知【危機対策課・ゼロカーボン推進室・建設課】

《指 標 (現状値)》

・土砂災害ハザードマップの策定状況 策定済み (必要に応じ見直し検討)

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(洪水ハザードマップの作成)

- 洪水・土砂災害・地震など防災ハザードマップの改定・見直し【危機対策課】(再掲)
- 各種防災訓練の実施及び地区防災計画策定の支援【危機対策課】(再掲)

(河川改修等の治水対策)

- 河川の整備【建設課】
- 下水道施設の整備【上下水道課】

《指 標 (現状値)》

・洪水ハザードマップの策定状況 策定済み (H18、H28、R2更新。必要に応じ見直し検討)

・内水ハザードマップの策定状況 未策定 (策定検討)

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

(暴風雪時における道路管理体制の強化)

- 最適な ICT など、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】(再掲)
- 第5世代移動通信システム(5G)やIoT等の積極的な利活用【デジタル都市推進課】(再掲)
- 歩道及び防雪柵の整備、信号機、横断歩道の整備要望【環境生活課・建設課】
- 除排雪事業の充実【建設課】
- 防雪施設の整備促進【建設課】
- 国道・道道の整備促進要望【建設課】
- 町道・都市計画道路の整備【事業推進課・建設課】
- 橋梁の長寿命化修繕事業【建設課】
- 「当別町立地適正化計画」や「当別町都市計画マスタープラン」の見直しに伴う都市計画道路の事業【事業推進課】

(防雪設備の整備)

- 防雪施設の整備促進【建設課】(再掲)
- 雪堆積場の設置及び管理運営【建設課】(再掲)

(除雪体制の確保)

- 除排雪事業の充実【建設課】(再掲)
- 国道・道道の整備促進【建設課】(再掲)
- 町道・都市計画道路の整備【建設課】(再掲)
- 緊急通報・除雪・配食サービス事業【介護課】

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

(冬季も含めた帰宅困難者対策)

- 最適な ICT など、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】(再掲)
- 第5世代移動通信システム(5G)やIoT等の積極的な利活用【デジタル都市推進課】(再掲)
- 地域集会施設運営への支援【環境生活課・財政課】
- 各種防災訓練の実施及び地区防災計画策定の支援【危機対策課】(再掲)

(積雪寒冷を想定した避難所等の対策)

- 防災備蓄整備事業【危機対策課】
- 民間団体との連携や協定の締結による防災資機材及び備蓄品の確保
【危機対策課】

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

(関係機関の情報共有化)

- 最適な ICT など、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】(再掲)
- 第5世代移動通信システム(5G)やIoT等の積極的な利活用【デジタル都市推進課】(再掲)

(住民等への情報伝達体制の強化)

- 避難情報の発令基準等の検討・見直し【危機対策課】
- 各種防災訓練の実施及び地区防災計画策定の支援【危機対策課】(再掲)
- 緊急通報・除雪・配食サービス事業【介護課】
- 当別町 SOS ネットワーク事業【介護課】
- 広報誌の発行【政策広報課】
- ホームページの充実【政策広報課】
- SNS等を活用した情報発信【政策広報課】

(高齢者等の要配慮者対策)

- 災害時要支援者対策の充実【保健福祉課】
- 認知症総合支援事業【介護課】
- 緊急通報・除雪・配食サービス事業【介護課】(再掲)
- 当別町 SOS ネットワーク事業【介護課】(再掲)
- 日中一時支援事業【介護課】

(地域防災活動、防災教育の推進)

- 住民、企業等と連携した防災教育の推進【危機対策課】
- 洪水・土砂災害・地震など防災ハザードマップの改定・見直し【危機対策課】(再掲)
- 各種防災訓練の実施及び地区防災計画策定の支援【危機対策課】(再掲)

《指 標 (現状値)》

- ・自主防災組織の結成率 88.4% (R1) ⇒ 100% (R6)
- ・災害等情報伝達手段(メール・アプリ)の登録件数 637件 (R3) ⇒ 5,000件 (R6)

2. 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

(物資供給等に係る連携体制の整備)

- 町内会や町内関係団体・町内企業との連携によるまちづくり事業

【環境生活課】

- 民間団体との連携や協定の締結による防災資機材及び備蓄品の確保

【危機対策課】(再掲)

(非常用物資の備蓄促進)

- 防災備蓄整備事業【危機対策課】(再掲)

- 産地生産基盤パワーアップ事業【農務課】

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

(防災訓練等による救助・救急体制の強化)

- 各種防災訓練の実施及び地区防災計画策定の支援【危機対策課】(再掲)

- 救急救助体制を含む消防体制の強化【消防】

(救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備)

- 最適なICTなど、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】(再掲)

- 第5世代移動通信システム(5G)やIoT等の積極的な利活用【デジタル都市推進課】(再掲)

- 消防車両・消防水利・消防通信施設の整備【消防】

- 緊急通報・除雪・配食サービス事業【介護課】(再掲)

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

(災害時における福祉的支援)

- 当別町 SOS ネットワーク事業【介護課】(再掲)
- 当別町社会福祉協議会への支援【保健福祉課】
- 認知症総合支援事業【介護課】(再掲)
- 緊急通報・除雪・配食サービス事業【介護課】(再掲)
- 日中一時支援事業【介護課】(再掲)
- 介護サービス事業の運営【介護課】
- 障害福祉サービス事業の運営【介護課】

(防疫対策)

- 在宅医療・介護連携推進事業【介護課】
- 予防接種事業【保健福祉課】
- 健康づくり事業【保健福祉課】
- ごみ・し尿処理の広域連携【環境生活課】
- 災害廃棄物処理計画の策定【環境生活課】

(避難所等の生活環境改善・健康等への配慮)

- 避難所における感染症対策の充実・強化【危機対策課】
- 防災備蓄整備事業【危機対策課】(再掲)

3. 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

(災害対策本部機能等の強化)

- 地域防災計画の改定【危機対策課】
- 役場庁舎建て替えの検討【事業推進課】(再掲)
- 最適な ICT など、多様な情報環境を活用した災害時における迅速な情報手段拡充の検討【危機対策課・消防】(再掲)
- 第5世代移動通信システム(5G)やIoT等の積極的な利活用【デジタル都市推進課】(再掲)
- 再生可能エネルギーの利活用【ゼロカーボン推進室】

(広域応援・受援体制の整備)

- 姉妹都市(大崎市、宇和島市)、歴史兄弟都市(伊達市)との都市交流の推進【総務課】
- さっぽろ連携中枢都市圏における広域連携事業の検討・実施【企画課】

4. ライフラインの確保

4-1 長期的または広範囲なエネルギー供給の停止

(多様なエネルギー資源の活用)

- 再生可能エネルギーの利活用【ゼロカーボン推進室】(再掲)

(石油燃料供給の確保)

- 当別町石油協会などとの連携強化【危機対策課】

《指 標 (現状値)》

・木質バイオマス燃料使用量	122 t (H30) ⇒ 4,970 t (R6)
・木質バイオマス燃料生産量	52 t (H30) ⇒ 13,000 t (R6)
・林業施業量	46.1ha (H30) ⇒ 61.3ha (R6)

4-2 食料の安定供給の停滞

(食料生産基盤の整備)

- 当別町農業総合支援センターの運営支援【農務課】
- 強い農業・担い手づくり総合支援交付金の活用【農務課】
- スマート農業の普及【農務課】
- 農地耕作条件改善事業【農務課】
- 産地生産基盤パワーアップ事業【農務課】(再掲)
- 畜産クラスター事業【農務課】

(地産食料品の販路拡大)

- 消費拡大事業への支援【商工観光課】

《指 標 (現状値)》

・農業産出額	74 億円 (H30) ⇒ 100 億円 (R6)
--------	---------------------------

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(水道施設等の防災対策)

- 石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業【上下水道課】
- 上下水道施設整備事業【上下水道課】
- 必要に応じた上下水道の区域・計画の見直し【上下水道課】

(下水道施設等の防災対策)

- 上下水道施設整備事業【上下水道課】(再掲)
- 必要に応じた上下水道の区域・計画の見直し【上下水道課】(再掲)

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

(交通ネットワークの整備)

- 当別町コミュニティバス(当別ふれあいバス)の運行【企画課】
- 月形当別線バス運行事業【セールス戦略課】
- モビリティ・マネジメントの実施【企画課】
- 当別版【Local MaaS】(「とべナビ」アプリ等)の運用【企画課】
- JR 札沼線整備促進要望活動(快速化および増便など)【セールス戦略課】
- 国道・道道の整備促進要望【建設課】(再掲)

(道路施設の防災対策等)

- 町道・都市計画道路の整備【建設課】(再掲)
- 橋梁の長寿命化修繕事業【建設課】(再掲)

(鉄道の機能維持・強化)

- JR 札沼線整備促進要望活動(快速化および増便など)【セールス戦略課】(再掲)

《指 標 (現状値)》

- ・道路橋梁の長寿命化修繕計画の策定状況 100% (R1) ⇒ 100% (R6)
- ・橋梁の予防保全率 5% (R1) ⇒ 5% (R6)
- ・橋梁の点検率 100% (R1) ⇒ 100% (R6)

5. 経済活動の機能維持

5-1 長期的又は広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

(リスク分散を重視した企業立地等の促進)

- 企業立地促進条例に基づく優遇制度を活用した企業誘致【商工観光課】
- 企業誘致に向けたインフラの整備【事業推進課、商工観光課】

(企業の業務継続体制の強化)

- 当別町商工会と連携した中小企業の業務継続計画の策定支援【商工観光課】
- 中小企業融資制度の活用促進【商工観光課】

《指 標 (現状値)》

- ・創業件数 17件 (H30) ⇒ 82件 (R6)

6. 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

(ため池の防災対策)

- 基幹水利施設管理事業【農務課】(再掲)
- 農業農村整備事業【農務課】(再掲)
- 農村地域防災減災事業【農務課】(再掲)
- 農業水路等長寿命化防災・減災事業【農務課】(再掲)

《指 標 (現状値)》

- ・防災重点ため池のハザードマップの策定状況 策定済 (必要に応じ見直し検討)

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

(森林の整備・保全)

- 治山事業による山地防災力強化及び間伐や再造林等の森林整備事業の推進【ゼロカーボン推進室】(再掲)
- 林道の維持管理や新規路線の開設を含めた路網整備の充実【ゼロカーボン推進室】

(農地・農業水利施設等の保全管理)

- 農地耕作条件改善事業【農務課】(再掲)
- 産地生産基盤パワーアップ事業【農務課】(再掲)
- 畜産クラスター事業【農務課】(再掲)

7. 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

(災害廃棄物の処理体制の整備)

- 災害廃棄物処理計画の策定【環境生活課】(再掲)
- 地域防災計画の改定【危機対策課】(再掲)

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

(災害対応に不可欠な関係組織との連携)

- 地域ネットワークの構築【保健福祉課】
- 女性が活躍するまちづくり【社会教育課】
- 当別町社会福祉協議会への支援【保健福祉課】(再掲)
- 当別町建設協会との災害協定【危機対策課・建設課】
- 当別町輸送事業協同組合との災害協定【危機対策課・建設課】
- 公益社団法人日本水道協会北海道地方支部災害時相互応援に関する協定【上下水道課】
- 災害時における下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定【上下水道課】
- 災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定【上下水道課】

(行政職員の活用促進)

- 資質向上のための職員研修・訓練の実施【総務課】

第5章 計画の推進管理

1 計画の推進期間等

計画期間は、社会情勢の変化や「国土強靱化基本計画」及び「北海道強靱化計画」と調和を図る必要があることから、本計画の推進期間は5年（令和3年度から令和7年度まで）とする。

また、本計画は、当別町の他の分野別計画における国土強靱化に関する指針として位置づけるものであることから、国土強靱化に関連する分野別計画においては、それぞれの計画の見直し及び改定時期に併せ、所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていく。

2 計画の推進方法

2-1 施策ごとの推進管理

本計画に掲げる施策の実効性を確保するためには、明確な責任体制のもとで施策ごとの推進管理を行うことが必要である。

このため、施策プログラムの推進に当たっては、庁内の所管部局を中心に、国や北海道等との連携を図りながら、個別の施策ごとの進捗状況や目標の達成状況などを継続的に検証し、効果的な施策の推進につなげていく。

《 施策ごとの推進管理に必要な事項 》

- ・ 当該施策に関する庁内の所管部局、国の関係府省庁、道の関係部局
- ・ 計画期間における施策推進の工程
- ・ 当該施策の進捗状況及び推進上の問題点
- ・ 当該年度における予算措置状況
- ・ 当該施策の推進に必要な国の施策等に関する提案・要望事項
- ・ 指標の達成状況 等

2-2 PDCAサイクルによる計画の着実な推進

計画の推進に当たっては、前項で示した各施策の進捗状況や目標の達成状況を踏まえ、施策プログラム全体の検証を行い、その結果を踏まえた予算化や国・道への政策提案を通じ、更なる施策推進につなげていくというPDCAサイクルを構築し、当別町強靱化のスパイラルアップを図っていく。

【別表】 当別町強靱化に関する脆弱性評価

1 人命の保護

1-1 地震等による建築物等の大規模倒壊や火災に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（住宅・建築物等の耐震化）

- 住宅・建築物等の耐震化率については、法改正により一定規模の建築物に対する耐震診断が義務づけられたことも踏まえ、国の支援制度を有効活用し、耐震化の促進を図る必要がある。

（建築物等の老朽化対策）

- 公共建築物の老朽化対策については、維持管理や保守、更新等、必要な取組を進めているが、今後、更新時期を迎える建築物が多数見込まれることから、適切な維持管理等を行う必要がある。

（避難場所の指定・整備）

- 避難期間や災害種別に対応した適切な避難体制を確保するため、災害対策基本法に基づく指定緊急避難場所等の指定及び周知を促進していく必要がある。

1-2 土砂災害による多数の死傷者の発生

【評価結果】

（警戒避難体制の整備等）

- 土砂災害警戒区域は、96箇所箇所指定されており、今後も必要に応じて必要な調査を行い、区域の指定を推進する必要がある。また、警戒区域のハザードマップ更新など警戒避難体制の整備を促進する必要がある。

（砂防設備等の整備）

- 土砂災害のおそれがある箇所を対象に順次、砂防設備や急傾斜地崩壊防止施設等の整備を進めているが、現状では、未整備箇所が数多く残されていることから、引き続き国や北海道に対し、施設整備・老朽更新を要請する必要がある。

【指標（現状値）】

- ・ 土砂災害ハザードマップの策定状況 策定済み（必要に応じ見直し検討）

1-3 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

【評価結果】

（洪水ハザードマップの作成）

- 河川整備の進捗状況や制度改正に伴うハザードマップを随時見直しを図る必要があるとともに、内水ハザードマップの作成及び防災訓練の実施を検討する必要がある。

（河川改修等の治水対策）

- それぞれの管理河川において、洪水を安全に流下させるための河道の掘削、築堤、放水路の整備、洪水を一時的に貯留するダムや遊水地の整備などの治水対策を行ってきたが、進捗途上であり、近年浸水被害を受けた河川や都市部を流れる河川等の改修に重点化するなど、今後一層の効果的、効率的な整備を進める必要がある。
- ゲリラ豪雨などの大雨による内水浸水被害を軽減するため、排水ポンプ場や雨水管渠などの下水道施設の整備を進める必要がある。

【指標（現状値）】（例）

- | | |
|-----------------|-------------------------------|
| ・洪水ハザードマップの作成状況 | 作成済み（H18、H28、R2更新。必要に応じ見直し検討） |
| ・内水ハザードマップの作成状況 | 未作成（必要に応じ見直し検討） |

1-4 暴風雪及び豪雪による交通途絶等に伴う死傷者の発生

【評価結果】

（暴風雪時における道路管理体制の強化）

- 「暴風雪対策会議」において、異常気象時における道路管理手法の検討を行っているところであるが、引き続き通行規制時の迅速な情報伝達に取り組むなど、適切な道路管理体制を強化する必要がある。

（防雪施設の整備）

- 道路防災総点検を踏まえた要対策箇所を中心に、防雪柵や雪崩予防柵など必要な防雪施設の整備を重点的に進めているが、必要箇所への対策は進捗途上にあるとともに、今後、気象条件の変化により新たな対策が必要な箇所が生じる可能性もあることから、今後一層の効果的な整備を進めていく必要がある。

（除雪体制の確保）

- 豪雪等の異常気象時においては、情報共有や相互連携を強化するなど、円滑な除雪体制の確保に努めているが、除雪作業を請け負う事業者の経営環境の悪化、除雪機械の老朽化など、安定的な除雪体制を確保する上で多くの課題を抱えており、これらの課題を踏まえた総合的な対策が必要である。

1-5 積雪寒冷を想定した避難体制等の未整備による被害の拡大

【評価結果】

（冬季も含めた帰宅困難者対策）

- 災害時の公共交通機関の運行停止による多数の帰宅困難者の発生のほか、積雪・低温など冬の厳しい自然条件を踏まえ、地域における移動困難者対策が必要であり、一時待避所の確保とその周知・啓発など、冬季を含めた帰宅困難者の避難対策の取組を進める必要がある。

（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）

- 積雪や低温など北海道の冬の厳しい自然条件を踏まえ、暖房器具の備蓄整備など避難所等における防寒対策に取り組む必要がある。

1-6 情報収集・伝達の不備・途絶等による死傷者の拡大

【評価結果】

（関係機関の情報共有化）

- 現在、関係行政機関の防災情報の共有化等が進められており、今後も被害の軽減や迅速な応急・救助活動に不可欠な関係機関相互の連絡体制を強化する必要がある。
- 迅速かつ円滑な災害対策を実施するため、監視カメラ画像、雨量・水位、通行止め情報をリアルタイムで共有する防災情報共有システムについて、効果的な運用を図る必要がある。
- 防災気象情報や避難情報などの災害情報について、北海道防災情報システムの運用により、道と情報共有を図り、住民等へ伝達しているが、今後、より迅速で確実な情報伝達を行うためには、災害通信訓練等によりシステム運用をはじめとした習熟を図る必要がある。

（住民等への伝達体制の強化）

- 国のガイドラインを踏まえ「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成しているが、必要に応じて警戒レベルに応じた発令基準を見直す必要がある。
- 災害時における住民安否情報の確認のため、国が改修を予定している国民保護法に基づく安否情報システムの有効活用も含め、災害時の安否情報を効果的に収集・提供するための体制を構築する必要がある。
- 住民等への災害情報の伝達に必要な市町村防災行政無線や緊急速報メールなどの整備を促進するとともに、「Lアラート（災害情報共有システム）」の適切な運用など、多様な方法による災害情報の伝達体制を整備する必要がある。

（高齢者等の要配慮者対策）

- 災害発生時の避難等に支援を要する要介護高齢者や障がい者などに対する避難誘導などの支援が迅速かつ適切に行えるよう、避難行動要支援者の名簿の作成・活用や具体的な避難方法等をまとめた個別計画の策定を促進する必要がある。

（地域防災活動、防災教育推進）

- 防災教育の推進に向けては、住民、企業、団体、大学、関係機関、NPOなどと連携し、多様な担い手の育成を図る必要がある。
- 学校教育においては、防災教育啓発資料の配付や体験型防災教育などを通じ、学校関係者及び児童生徒の防災意識の向上に向けた取組を進めているが、今後、地域・学校の実情に応じた実践的な避難訓練の実施など、一層の効果的な取組を行う必要がある。

【指標（現状値）】（例）

- ・ 自主防災組織の結成率 88%（R1） ⇒ 100%（R6）
- ・ 当別町一斉メールの登録件数 600件（H30） ⇒ 2,000件（R6）

2 救助・救急活動等の迅速な実施

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資供給の長期停止

【評価結果】

（物資の供給等に係る連携体制の整備）

- 地域防災計画に基づき、物資供給をはじめ医療、救助・救援、帰宅支援など災害時の応急対策に必要な各分野において応援協定を締結しているが、災害時において、これらの協定の効率的な活動を確保するためにも、対象業務の拡大など協定内容の見直しを適宜行うとともに、防災訓練など平時の活動を活発に行う必要がある。
- 東日本大震災におけるNPOやボランティアの活動実態などを踏まえ、道が作成している活動指針等の見直しなどによる支援活動や、関係機関と連携したボランティア等の受入体制整備と防災知識等を有するボランティアの育成を促進する必要がある。
- 大規模な災害の発生に備え、復旧活動の展開拠点や救援物資の輸送の中継拠点といった機能を持つ広域防災拠点について、大規模災害における被害想定などを踏まえ、施設の役割や設置場所、既存公有施設の活用など施設整備のあり方について、防災関係機関等と連携の下、多角的に検討する必要がある。
- 電力の供給停止、灯油、重油等の供給停止による暖房の停止などに対応できるよう電力会社や燃料会社等との情報供給を図る必要がある。

（非常用物資の備蓄促進）

- 地域間連携による応急物資等の迅速な調達を図るため、「防災備蓄計画」を随時見直し、備蓄・調達体制を強化するとともに、広域での応援体制の整備を推進する必要がある。
- 家庭や企業等においては、被害想定や冬期間の対応なども想定し、最低3日分、可能であれば1週間分の備蓄が奨励されていることから、自発的な備蓄を促進するため、啓発活動に取り組む必要がある。
- 財政負担の軽減にも配慮しながら、非常用物資の備蓄体制の強化に向けた取組を促進する必要がある。
- 非常用発電機、発電機用の燃料の確保を図る。

2-2 消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞

【評価結果】

（防災訓練等による救助・救急体制の強化）

- 地域防災計画の推進や防災総合訓練など関係行政機関の連携を図っており、今後も防災訓練などの機会を通じ、消防、警察、自衛隊など関係機関相互の連携体制を強化し、災害対応の実効性を高めていく必要がある。

（救急活動等に要する情報基盤、資機材の整備）

- 消防の災害対応能力強化のため災害用資機材の新規購入、整備を図る必要がある。加えて消防団の装備の充実について促進する必要がある。

2-3 被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺

【評価結果】

（災害時の医療支援体制の確保）

- 災害時の医療支援体制の確保のため北海道や医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連携による災害時医療体制の強化を図る必要がある。

（災害時における福祉的支援）

- 災害時における福祉避難所等での必要な人材の確保を図るため、福祉関係団体や関係法人に広く協力を要請し、福祉避難所等への人的支援の促進を図る必要がある。

（防疫対策）

- 災害発生時においては、速やかな感染症予防対策が重要であり、また、災害時における感染症の発生やまん延を防止するには、平時から定期の予防接種を対象者が適切に受けることができる体制を継続するとともに、避難所等における衛生管理に取り組む必要がある。

（避難所等の生活環境改善・健康等への配慮）

- 避難所における良好な生活環境を確保するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッドなどの生活環境の改善に必要な備品等の整備を進めるとともに、トイレ環境の向上を図ることが必要である。

3 行政機能の確保

3-1 町内外における行政機能の大幅な低下

【評価結果】

（災害対策本部機能の強化）

- 被災時における職員の参集範囲、対策本部の設置場所、庁舎被災時における代替場所など災害対策本部に係る具体的な運用事項を業務継続計画の中で規定しているが、今後、訓練などを通じ、本部機能の実施体制の検証を行うなど、効果的なフォローアップを行う必要がある。また、地域防災計画の見直しや業務継続計画の策定などを通じ、災害対策本部体制の機能強化を図る必要がある。
- 東日本大震災の経験を踏まえ、消防団活動・安全マニュアルの策定が求められている。また、消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、町内では団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
- 防災拠点となる庁舎は耐震性能を満たしておらず、大規模災害発生時においても、災害応急対応や復旧対応など防災拠点としての業務を継続するためにも、庁舎の建て替えを早急に検討する必要がある。
- 停電時においては、非常用発電機の導入を図り、サーバー機能の停止等により行政機能の大幅な低下を防ぐ必要がある。

（広域応援・受援体制の整備）

- 大規模災害が発生した際の災害応急体制の確保を図るため、姉妹都市である宮城県大崎市、愛媛県宇和島市や歴史兄弟都市の伊達市のほか、他自治体との広域応援・受援体制の構築を図る必要がある。

4 ライフラインの確保

4-1 長期的又は広範囲なエネルギー供給の停止

【評価結果】

（多様なエネルギー資源の活用）

- 本町に豊富に賦存する再生可能エネルギーのポテンシャルを踏まえると、本町における再生可能エネルギーの導入は今後更なる拡大が期待できることから、エネルギーの地産地消など関連施策の推進を加速する必要がある。

（石油燃料供給の確保）

- 災害時において緊急車両や避難所等に石油燃料供給を安定確保するため、当別町石油協会や北海道LPGガス災害対策協議会との間で協定や覚書を締結しており、本協定等が災害時に有効に機能するよう、平時からの情報共有など連携強化を図る必要がある。

【指標（現状値）】（例）

- ・ 木質バイオマス燃料使用量 122 t（H30） ⇒ 4,970 t（R6）
- ・ 木質バイオマス燃料生産量 52 t（H30） ⇒ 13,000 t（R6）
- ・ 林業施業量 46.1ha（H30） ⇒ 61.3ha（R6）

4-2 食料の安定供給の停滞

【評価結果】

（食料生産基盤の整備）

- 本町の農水産業は高い食料供給力を持っており、大規模災害により、その生産基盤が打撃を受けた場合、町の食料需給に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。こうした事態に備え、耐震化や津波対策、老朽化対策などの防災・減災対策も含め、農地や農業水利施設等の生産基盤の整備を着実に推進する必要がある。

（地産食料品の販路拡大）

- 大災害時において食料の供給を安定的に行うためには、平時においても販路の開拓、拡大等により、一定の生産量を確保していくことが必要であり、食の高付加価値化などによる農産物の輸出拡大の取組など、生産、加工、流通が一体となった取組を推進する必要がある。

【指標（現状値）】（例）

- ・ 農業産出額 74 億円（H30） ⇒ 100 億円（R6）

4-3 上下水道等の長期間にわたる機能停止

【評価結果】

（水道施設の防災対策）

- 災害時においても給水機能を確保するため、配水池や貯留施設、浄水場など水道施設の耐震化や老朽化対策が進められているが、いずれも進捗途上であり、計画的な整備を促進する必要がある。また、今後、更新期を迎える施設については、今後の水需要などを考慮した施設の更新や維持管理など老朽化対策を促進することが必要である。
- 水道施設が地震などにより被災した場合に備え、緊急時の給水拠点の確保を図るため、耐震性貯水槽や緊急遮断弁、送水管の多重化などの施設整備や、応急給水体制の整備を進め、防災機能の強化を図る必要がある。

（下水道施設等の防災対策）

- 地震時における下水道機能の確保のため、下水道施設の耐震化を進めているが、下水処理施設及び下水道管渠施設のいずれも進捗途上であり、施設の耐震診断を行いながら計画的な維持管理が求められる。また、施設の老朽化に伴う改築・更新については、ストックマネジメント計画に基づき、今後、増大してくる老朽化施設の改築更新等を計画的に進めていく必要がある。
- 浄化槽について、老朽化した単独浄化槽から災害に強い合併浄化槽への転換を促進する必要がある。

4-4 町外との基幹交通及び地域交通ネットワークの機能停止

【評価結果】

（交通ネットワークの整備）

- 大災害時に被災地からの避難や被災地への物資供給、救援救急活動などを迅速に行うためには、広域交通の分断を回避し、防災拠点間を結ぶ移動の代替性を確保することが重要であり、地域間を連結する道路や緊急輸送道路、避難路等のネットワーク化を進める必要がある。

（道路施設の防災対策等）

- 落石や岩石崩落などの道路防災総点検の結果に基づき、要対策箇所について、順次、対策工事を実施しているところであり、今後も、引き続き計画的な整備を行う必要がある。また、橋梁の耐震化についても、災害時に重要となる避難路上などの橋梁について、重点的に対策工事を実施しており、引き続き計画的な整備を行う必要がある。
- 橋梁をはじめとした道路施設の老朽化対策については、「当別町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、着実な整備を推進するとともに、その他の各道路施設についても、計画的な更新を含めた適切な維持管理を実施する必要がある。
- 農産物流通の向上など農業利用を目的に整備された農道・農道橋については、農山村地域の生活道路として一般道と同様の機能を担っていることから、適切な維持管理を実施する必要がある。

（鉄道の機能維持・強化）

- 発災時における鉄道利用者の安全性の確保及び救援物資等の大量輸送に必要な鉄道機能を維持するため、鉄道事業者による駅舎や高架など鉄道施設の耐災害性の確保が必要である。

【指標（現状値）】（例）

- ・ 道路橋梁の長寿命化修繕計画の策定状況 100%（R1） ⇒ 100%（R6）
- ・ 橋梁の予防保全率 5%（R1） ⇒ 5%（R6）
- ・ 橋梁の点検率 100%（R1） ⇒ 100%（R6）

5 経済活動の機能維持

5-1 長期的または広範囲なサプライチェーンの寸断や中枢機能の麻痺等による企業活動等の停滞

【評価結果】

（リスク分散を重視した企業立地の促進）

- 東日本大震災以降、企業においては業務継続体制の再構築を進める中で、首都圏等に立地する本社機能の移転やサプライチェーンの多重化・分散化の動きが活発化しており、こうした潮流を踏まえ、リスク分散に適した本道の優位性を活かし、オフィスや生産拠点の本道への立地を促進するための取組を強化する必要がある。

（企業の業務継続体制の強化）

- 中小企業の業務継続計画の策定を促進するため、引き続き国の共通ガイドラインや各業種・業態に合わせた策定マニュアルについて普及啓発を図るとともに、計画策定を希望する企業に対しては、産業支援機関等とも連携しながら、その策定を支援する必要がある。

【指標（現状値）】（例）

・ 創業件数 17件（H30） ⇒ 82件（R6）

6 二次災害の抑制

6-1 ため池の機能不全等による二次災害の発生

【評価結果】

（ため池の防災対策）

- 大規模地震や豪雨等を起因としたため池の決壊などによる二次災害を防止するため、早急に未実施箇所の点検・診断を行い、点検結果に基づく必要な対策を推進する必要がある。
- ため池の決壊による甚大な二次災害を防止するため、浸水予測図に基づく防災重点ため池のハザードマップの作成等を進める必要がある。

【指標（現状値）】（例）

- ・ 防災重点ため池のハザードマップの策定状況 策定済

6-2 農地・森林等の被害による国土の荒廃

【評価結果】

（森林の整備・保全）

- 大災害等に起因する本町の森林の荒廃は、町全体の強靱化に大きな影響を与える大きな問題となる。このため、大雨や地震等の災害時における土石・土砂の流出や表層崩壊など山地災害を防止するため、森林の多面的機能の持続的な発揮に向け、造林、間伐等の森林整備や林道等の路網整備を計画的に推進する必要がある。
- 災害時における森林の多面的機能の継続的な発揮を図るため、エゾシカなど野生鳥獣による森林被害の防止対策を進める必要がある。
- 災害時の山地災害の被害を防止するため、無立木地への積極的な造林事業を進める必要がある。

（農地・農業水利施設等の保全管理）

- 農地が持つ保水効果や土壌流出の防止効果など国土保全機能を維持するため、地域コミュニティ等による農地・農業水利施設等の地域資源の適正な保全管理を推進する必要がある。

7 迅速な復旧・復興等

7-1 災害廃棄物の処理の停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

【評価結果】

（災害廃棄物の処理体制の整備）

- 早期の復旧・復興の妨げとなる大量の災害廃棄物を迅速に処理するため、「災害廃棄物処理計画」の策定を進め、被災側と支援側の両面から広域的な視点に立った災害廃棄物の処理に関する体制を整備する必要がある。

7-2 復旧・復興等を担う人材の絶対的不足

【評価結果】

（災害対応に不可欠な関係組織との連携）

- 町と建設協会において、災害時における応急対策業務に関する協定を締結しているが、大規模災害の発生により、行政職員等の人員が極度に不足する場合にあっても、人命救助に伴う障害物の除去や道路交通の確保などの応急対策が迅速かつ効果的に行われるよう、建設業とのより一層の連携や専門的技術等の活用を図る必要がある。

（行政職員の活用促進）

- 災害発生時の初動対応や、復旧・復興業務がスムーズに進められるよう、町職員の資質向上のための研修や訓練を定期的の実施していく必要がある。

策定・改訂履歴

令和3年6日 策定

令和4年3月 改訂

令和5年3月 改訂

令和6年3月 改訂

策 定 令和3年6月

最終改訂 令和6年3月

当別町 総務部危機対策課

〒061-0292 北海道石狩郡当別町白樺町58番地9

電話：0133-23-2330 FAX：0133-23-3206

e-mail：kiki@town.tobetsu.hokkaido.jp